

脱法ハーブに対する早急な規制強化を求める意見書

近年、薬事法で製造や輸入、販売が規制されている指定薬物の成分を一部変えて植物片に混ぜ、「お香」、「アロマ」などと称したいわゆる脱法ハーブが出回っており、これを吸引して救急搬送されるケースが相次ぎ、死亡した例も報告されている。

また、脱法ハーブを吸引した者が乗用車を運転して暴走し、通行中の市民に重軽傷を負わせるなど、第三者に被害を与える事件も起きている。

このような状況の中、脱法ハーブをめぐるのは、化学構造を少し変化させることで法規制を擦り抜け、指定薬物として指定されれば再び化学構造を少し変化させて流通させるということが繰り返されており、法規制が追いついていないのが実態である。

しかしながら、脱法ハーブは、覚醒剤、麻薬等の乱用への入り口になることが危惧されており、青少年による薬物乱用を防ぐためにも、早急な規制強化は、喫緊の課題である。

よって、国におかれては、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 成分構造が類似していれば一括して薬事法の指定薬物として規制対象にできる包括指定を早急に導入すること。
- 2 現在、指定薬物を取締りの対象としていない麻薬取締官や麻薬取締員に、指定薬物の取締権限を付与するなど法整備の強化を図ること。
- 3 特に青少年や若者の乱用を防ぐため、薬物乱用防止教育の徹底を含む未然防止策の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年10月3日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
厚生労働大臣